

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成24年11月15日(木) 午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室(A棟1階)

参加者等

司会者 田 村 眞 (さいたま地方裁判所第1刑事部総括判事)

裁判官 松 岡 幹 生 (さいたま地方裁判所第1刑事部判事)

検察官 岩 崎 吉 明 (さいたま地方検察庁公判部副部長)

弁護士 吉 野 匡 彦 (埼玉弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 男性 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 40代 男性 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 60代 女性 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 50代 女性 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 40代 男性 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 40代 男性 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 40代 女性 (以下「7番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。本日のこの意見交換会は、裁判員を経験された皆様方の生の声をお聞きして、裁判員裁判の今後の運用の改善に役立てようとするものでございます。どうぞその趣旨を御理解いただきまして、率直な御意見をお話ししていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。本日は4人の法律家が参加しておりますので、まず法律家のほうから簡単な自己紹介をさせていただきます。私は、本日の司会進行役を務めさせていただきます田村と申します。さいたま地方裁判所には、裁判を担当する部が5つあります。部と申しますのは、私ら裁判長と、それから陪席裁判官2人の3人でチームをつくって裁判をするものなんですけれども、そのようなチームがさいたま地裁には5つございます。刑事第1部から第5部までございます。私は、その第1部に所属しております。第1刑事部の裁判長ということになります。さいたま地裁には平成20年8月に着任しましたので、もう4年以上、さいたま地裁で勤務しているということになります。平成21年8月のさいたま地裁での最初の裁判員裁判から裁判員を担当しております。今までに40件ほどの裁判員裁判を担当いたしました。続いて、松岡裁判官。

松岡裁判官

裁判官の松岡でございます。よろしくお願ひいたします。私のほうは、ことしの4月、平成24年4月にさいたま地裁に参りまして、裁判員裁判はその4月から今まで、判決に至ったのが8件ということで、部長と比べますと大分経験は少ないんですけども、きょうは皆様方の率直な御意見をお伺いして、これからの裁判員裁判に生かしていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、座っている順番ということで、吉野弁護士、どうぞ。

吉野弁護士

きょうは貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。私は、弁護士の吉野と申します。開業している場所は浦和周辺ではなくて川越なんで、埼

玉弁護士会に所属なんですが、そこの川越支部というところに所属して、川越で仕事をしております。今回は、埼玉弁護士会の裁判員制度検討協議会という委員会がありまして、そこの委員になっている関係で、きょう出席させていただいたということです。裁判員制度3年目にいろいろ内容について見直しをするという附則というか、規定がありまして、それに向けて埼玉の弁護士会でもいろいろ意見を出そうということで検討をしているところですので、今回、皆さんの貴重な意見をお伺いできたらなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

司会者

岩崎検事、どうぞ。

岩崎検察官

さいたま地方検察庁公判部副部長の岩崎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私は昨年の4月1日にさいたまに参りまして、それから現職で、今、1年半ぐらいになりますかね、やっております。公判部副部長と申しますのは、特にさいたまの場合には裁判員裁判の担当する検事を決裁、指導するという役割となっております。ですから、皆様方が実際に関与されました裁判員裁判のその実際の事件の内容、あるいはそれにおける検察官の主張、立証ということについては、全て報告を受けて承知しております。ただ、忘れているところもあるかもしれませんけれども。ですから、皆様方がごらんになりました、あるいはお聞きになりました検察官の主張、立証がわかりにくかったとすれば、これは全て私の責任でございますので、本日はいろいろな御意見を頂戴いたしまして、特に厳しい御意見を頂戴いたしまして、今後に生かしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者

それでは、皆様方から御意見をお伺いすることにしたいと思ひます。あらかじめお送りいたしました意見交換会話題事項の次第に従って御意見をお伺いしていきたいと思ひます。最初に裁判員裁判に参加しての全般的な感想についてです。裁判員裁判に参加したことは、皆さんにとってどのような経験でしたかということ、ある

いは裁判員裁判に参加したことによって刑事裁判一般や裁判員裁判についての見方は変わりましたかというようなことでございます。その他、どんな感想でも結構です。お聞きしたいと思います。では、1番さんからお願いいたします。1番さん、たしかアパートでの騒音トラブルから隣人への嫌がらせをする目的で自分の部屋に放火したという放火事件を担当していただいたと思います。では、1番さん、どうぞ。

1番

裁判員の皆さんも大体同じような意見だと思うんですけども、ふだんやはり裁判所、ないしは裁判にかかわっていない生活をしているので、やはりテレビとか映画の裁判シーンしかイメージがありませんので、新鮮というか、実際とは違う、実際は違うんだなというような印象は持ちました。特に、裁判長からしっかり指摘されたのは、テレビドラマだと結構ワンマンで進めちゃうようなところが、ドラマ性とかお話の中では、おもしろみであるんですけども、本当に証拠だけでしっかり判断しなさいよとおっしゃっていただいたのが、やはりちょっと新鮮だったなと思っています。

司会者

2番さんも同じ事件を担当されたと思います。どうぞ一般的な感想について御意見を述べてください。

2番

そうですね。自分が本当にこの裁判員裁判でこの方を裁いていいのか、判断してしまっているのかというのを本当に考えて、やはり事件を起こしてしまった人の気持ちになって考えましたんですけど、少々悩みながらやってしまった部分は多いんですね。ただ、やっぱりいい経験にはなりました。自分も同じような立場になってはいけないなと思いながら生活するようにしております。

司会者

それでは、続いて3番さんにお聞きいたします。3番さんが担当された事件は、

交際相手である女性を、別れ話のもつれから殺害したという殺人事件だったと思います。全般的な感想について、どうぞお願いいたします。

3番

まさか、私も来年70歳ですから、70歳以上は断れる第一条件じゃないですか、来ましたの見ましたら。その私が本当に人の人生にかかわっていいのかなという不安はすごくありましたけれども、やってみて、物すごくいい経験になりましたし、今ここにいても、何か年が随分いっていますから場違いかなという感じもしますけれども、でも本当にいい経験ができて、本当にありがとうございました。

司会者

刑事裁判一般や裁判員裁判に対する見方は変わりましたか。

3番

そうですね。全てのこういうニュース見ても何でも、すごく関心を持つようになりましたね。今まで何気なく見聞きしていたことが物すごく身近に感じまして、ああ、こういうことも、きっと裁判員の方が裁いているのかなとか、いろんな関心を全てに持つようになりました。いい経験でした。本当にありがとうございました。

司会者

済みません。2番さんにも先ほど聞き落としてしまったんですが、裁判一般についてや裁判員裁判についての見方が変わった点ございますか。

2番

大きく変わりました。そうですね。裁判員裁判をやることによって、人の裁判が気になるようになりました。

司会者

ありがとうございました。続いて、4番さんにお尋ねいたします。4番さんは、共犯者2名と一緒にあって給料などを搬送中の風俗店の従業員を襲い、現金を強奪しようとした強盗致傷事件を担当されたということでよろしいですかね。

4番

はい。

司会者

では、全般的感想についてお話ししていただけますか。

4番

基本的には、とてもチームワークよくやって、すごく充実感があったというのが一番大きな感想ではあります。ふだんあんなに真剣にというか、あときちんと自分も意見を言うし、人も意見を言って、それをちゃんと聞き合ったりするというようなことが日常生活で、情けないことながら、ない。日常生活にしても、仕事場でも、こんなにちゃんと議論ができるという機会がなかったんだと改めて思うほど、すごく充実して、気持ちよく議論ができたという感じはありました。それはとてもいい印象の部分ですし、それから物すごく勉強になったというか、いろいろ難しいなと思ったりとか、興味を持ったこととかがあって、宿題をいっぱい持ち帰った部分が個人的にはありました。それは、刑事裁判一般に関しても、裁判員裁判に関しても、いろいろ思ったりしていることはありますが、今はちょっと全般的ということなので、そうですね。それと、いい気持ちの部分が大体8割ぐらいあるんですけども、違和感というか、そういうようなものも2割ぐらい、正直言うとあります。それはやっぱり、そもそも法廷に入って高い位置の立派な椅子に座ったときの違和感というんですか、物すごいやっぱりたじろいだ感じがありますので、そういう違和感が大きいですし、それから門外漢の自分が知らない、でも仕事としてぶっつけ本番で1回限りでやるということで、先ほどおっしゃられた方もいますが、これでよかったのかというような不安感がやっぱり残りましたし、それから、これは多分自分のプライドの問題だと思いますけれども、不全感というんですか、知識があればきつともっとできたんじゃないかとか、この経験があれば、2回目はもうちょっとできるんじゃないかみたいな思いもやっぱり残りました。何かやっぱり、ちょっと人様の職場にお邪魔して社会科見学をしながら仕事をするみたいな感じの、何かちょっと迷惑かけているんじゃないだろうかとか、裁判官とか検察の方とか弁護士

さんとか、もちろん被告人というのは裁判員をどう思っているのかということが、それもずっと気にかかって、その辺が2割ぐらい、何か余り気持ちがよくない部分として残っています。

司会者

ありがとうございました。続いて、5番さんにお伺いします。5番さんは、別居している妻に対する鬱憤を晴らす目的で妻の住むアパートに放火しようとしたけれども、結局、火がつかなかったという放火未遂事件を担当されたということでもしかなかったですか。

5番

はい。

司会者

では、お願いいたします。

5番

まず、やっぱりすごくいい経験になりました。それまでは、裁判員を経験するまでは、やはりプライベートでは、どちらかというところ、できるだけ仕事柄、全ての事象を中立な立場で見ようとはしているんですけども、それでもやっぱり、こいつ悪いやつだななんていうふうに感情が先に立ったりしてしまうところなんですけれども、やっぱりこの経験をしました後は、より中立な立場で全て事件、ニュース等を見られるようになってきたのかなと思います。あとは、もっとかたい感じのお話し合い、最終的に判決に至るまでのところをイメージしていたんですけども、先ほどもありましたけれども、非常にチームワークよく、一般的な意見を戦わせるというディベートの形ではなくて、どう被告人の方を更生してさしあげようかというところですね、そこもしっかり考えた上での最終結論に至れたのは非常によかったなと思っております。以上です。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございました。続いて、6番さんにお尋ねいたします。6番さんの担

当された事件は数が多いんですけれども、自動車を盗んだ自動車窃盗5件と、無免許にもかかわらず自動車を盗んで発進させようとしたところ、所有者が自動車にしがみついたことから、自動車を急発進させて振り落としたという強盗致傷、道路交通法違反、窃盗の事件ということでよろしいでしょうか。

6番

(うなずく)

司会者

では、お願いいたします。

6番

まず、この裁判員裁判という制度ができたのは、もちろん存じておったんですけれども、それに実際選ばれて、こういうような機会を与えていただいたということで、先ほど来、皆様おっしゃっているんですけど、非常にいい経験でした。自分としましては、やはり選ばれたので、その責任というか、それを果たすべく、裁判員としてできる限りのことをしようとは思っておりましたけれども、見ず知らずの方々とチームになりまして、3日間、いろいろ意見をけんけんがくがく交わすような機会ってなかなか、先ほどの方もおっしゃったんですけど、あるようで、ない。新鮮な部分がありまして、非常に充実した3日間でした。結論をチームとして導き出したのですから、それは疑う余地はないし、それが結論だったのではないかと思っております。その後なんですけれども、見方が変わったということなんですけれども、もちろん今までよりテレビ、新聞等の報道とか、記事とか、よくやはり興味があって読むようになりまして、そういった意味でもこういう貴重な経験させていただいたことに関しては非常に感謝しております。以上です。

司会者

ありがとうございました。最後に、7番さんにお伺いいたします。7番さんも、6番さんと同じ強盗致傷、窃盗、道路交通法違反の事件を担当されたということでよろしいですか。

7番

はい。

司会者

お願いいたします。

7番

裁判員裁判の制度が始まったときに家族とかと話をして、もしも選ばれたら参加しますかみたいな、そんなような会話、話題をしたことがあって、そのときはやっぱり自分の後学のためとか、知らない世界を知りたいということもあって、絶対やりたいと思っていたんですけど、いざ実際、自分が当事者になったときには、ちょっと、そうですね、やばいなというんじゃないですけども、ちょっと違うなというのはありました。でも、実際に選ばれてすぐに裁判、審理が始まりますので、あれよ、あれよという間に始まってしまったような感じなんですけれども、ただ、裁判官の方とかも、本当に私たち素人にわかりやすくいろいろと説明してくれるし、話しやすい雰囲気を出していただいたので、話し合いはスムーズにいったと思います。やっぱり、つい考えたのは、罪を裁くのではなくて、その人をどうしても感情で、かわいそうだとか、そんなような感情は捨てて、その罪を裁きなさいという、裁くんですというふうに言われるんですけれども、やはり被告人を前にしたりとかすると、どうしてこの人はこうなってしまったんだろうとか、生い立ちのこととか、そういういろんなこと、環境とか考えてしまって、判決して終わった後も、本当にこれでよかったのか。この人は今後大丈夫なんだろうかということをしばらく何日間か考えることがありまして、そうすると、日本の社会とか福祉とか、そういったほうの全体の問題なんじゃないかとか、いろいろなことを考えることはあります。職場とかで、裁判員を経験しましたという話はしたんですけども、本当に何か一般的な話はしますが、それほど深い話はなかなかできないというか、やはり経験した人でないとなかなか話題というのは共有できないのかなということがあります。以上です。

司会者

ありがとうございました。それでは、公判審理の問題点という2番目の話題事項に進みたいと思います。検察官・弁護人の法廷での説明などがわかりにくいと感じた点について御指摘くださいという話題事項でございます。多岐にわたりますので、幾つか場面を分けてお聞きしていきたいと思います。まず最初に、冒頭陳述について、検察官、弁護人の法廷での説明などがわかりにくいと感じた点があったかどうか。あったとすれば、どの点かについてお聞きしていきたいと思います。冒頭陳述についてはどういうものを指すのか、イメージ、おわかりになりますよね。証拠調べの最初に検察官なり弁護人が証拠によって証明しようとする事実を述べるんですけど、そのことについてです。よろしいでしょうか。では、1番さんからお願いいたします。

1番

非常にわかりやすく、特に岩崎さんにごまするわけじゃないですけど、検察側の説明はしっかりしてましたし、はっきりしていて非常によかったです。弁護側もありましたよね。

司会者

あります。

1番

ちょっと弁護側のほうが少し、ざくばらんに力量不足というか、少し負けているなという感じで、被告人に対しては少し不利だったのかなという印象を持ちました。素人の印象で申しわけないですけども。そこはちょっと冒頭陳述のところの感想です。

司会者

具体的には、弁護人の冒頭陳述のどの点が力量不足というような感想を持たれたんでしょうか。

1番

余り被告人のことを、被告人の情報というか、本当の本心というか、余りつかんでなかったような印象だったんですけども。ちょっと済みません、漠然としたあれなんですけども。もうちょっとしっかり被告人のほうとコンタクトとって、しっかり臨んでいただければありがたかったなと思いました。

司会者

被告人との打ち合わせが十分でない、被告人側の事情を十分につかんでいないんじゃないかという、そういうふうな印象を持ったということですか。

1 番

それは多分弁護人の問題じゃなくて、被告人の問題もあると思うんですけども、高齢な方で、少し自分を出しづらいような方だったですんで。

司会者

被告人の個性の問題もあって、被告人とのコミュニケーションがとりにくかったという意味では、ちょっと弁護人にも気の毒な事情があったかなということですかね。

1 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございました。2 番さん、いかがでしょうか。

2 番

1 番さんと同じ事件だったんですけど、やはり冒頭、弁護士さんの話し方が、だらだらと話すような感じで、何を話しているのかがはっきり聞き取れない。どうしたいのかがわからないやり方をしていたので、とても、ちょっと聞いてて、いらっとした部分がありましたね。検察官の方とかは全く問題なく要点をつかんで、こういう事件ですというのをはっきり伝えていただいたんで、その部分はわかったんですけど、弁護士さんのほうが、とにかく・・・。

吉野弁護士

私ではないので。

2番

何を言いたいんですかと、はっきり言いたくなるような感じの弁護士さんだったという印象が残っていました。

司会者

ありがとうございました。では、3番さん、お願いいたします。

3番

また弁護人の方なんですけれども、若い方だったんですけれども、私は違う事件でしたけれども、声も小さく、ちょっと聞き取れないし、何を言いたいのがよくわからないような方でした。それがちょっと残念でした。

司会者

まだ若くて経験が足りないのかなって、そういう感じでしたかね。

3番

はい、そうですね。

司会者

検察官の冒頭陳述はいかがでしたか。

3番

すごくよくわかりやすかったです。どなただかわかんなかったですけど、よくわかりやすい方でした。

司会者

ありがとうございました。4番さん、お願いいたします。

4番

選任後、すぐ法廷に入ってやることだったので、何か思い出そうと思っても、ちょっと思い出せない感じです。きっと自分が舞い上がっていたんじゃないかなというのが一つ印象としてはあるんですが、ただ印象としてというか、印象深いことが1つだけあったんですけれども、冒頭陳述自体は、多分簡潔、すごく簡潔というか、

ペーパーとかもわかりやすく、簡潔にまとめられていたという印象があって、きっとすごい膨大な情報量の中からこんなに簡潔にまとめるんだというのに驚いたことが1つです。大変な作業なんじゃないかなというふうに思ったことが1つと、その中に、前科が3回あるみたいな記述があったときに、弁護人の方が、前科3回みたいなふうにだけ書いてあったところを、弁護人の方が、その中身まで言ってくださいというふうに言って、言ったところ、自転車盗とか、そういう物すごい微罪だったんですね。前科が3回あると書いてあるのの印象と、そうやってやっぱり突っ込んで聞いて微罪だということがわかったときに、物すごい自分の中で印象が変わったということがあって、それはすごく鮮明に覚えています。基本的にはわかりやすかったし、弁護士さんもすごいなと思いました。

司会者

ありがとうございました。5番さん、お願いいたします。

5番

私も同じなんですけど、まず冒頭陳述自体は非常に明確にわかりやすいところではあったんですけども、やはり弁護士の、恐らく経験不足と自信のなさから来るとは思うんですけども、第一印象で、どちらかというと検察の方の側の意見が正しいのではないかというような印象が頭に残ってしまったんですね。これがあって、初日、翌日、2回目の途中ぐらいいまでですかね、結構、尾を引いておりました。その後、もう一度、よく頭を整理して、最終的には結論としては、また変わって、自分の中では変わっていったんですけども、どうしても弁護士さん、検察側、同じぐらいの力量の方で裁判をしていただけると中立なのかなという印象がございました。以上です。

司会者

ありがとうございました。6番さん、お願いいたします。

6番

私は、冒頭陳述について、まず資料を配られて、それをもとに検察官及び弁護人

さんがやられているという事実ももちろん知らなかったわけで、まず資料化されていることに、プレゼン形式であるということにちょっと驚きました。まず、検察官の冒頭陳述については、比較的、その起こった事件、事象、あるいは結果とかをまとめているので、これはやはり我々素人の裁判員にはわかりやすいものに結果としてなるのではないかなと思います。対して、弁護人さんのほうの冒頭陳述については、ちょっと表現がどうなのかわからないですけども、基本的に検察官がまず強烈なパンチを打ってくるのをちょっと防御しなきゃいけないというんで、弁護人さん、基本的に受けだすと思うんですね、弁護人の冒頭陳述というのは。非常にその受けが難しいですね。ですので、経験がとかって皆さんおっしゃっているんですけども、基本的にそういった受け身でやらざるを得ないようなところもあるのではないかなと思って、私としては、弁護人さんの冒頭陳述も、その点では精いっぱいなのかなと思いました。ただ、やはり弁護人さんのほうも、受けなんですけれども、やはりパンチ返すわけでもないんですけども、もう少し毅然としたような態度でやっていただいてもよかったのかなというふうに思います。私たちのときも、弁護人さんのほうの冒頭陳述で話された方が、結構かみかみになってしましまして、そういった意味でも、ちょっと攻撃された的なところが印象として我々にありましたね。以上です。

司会者

ありがとうございました。7番さん、お願いいたします。

7番

やはり選任されて、すぐに裁判の部屋の中に入るということで、裁判長からも、まずは裁判、ざっとこんなもんですよ、軽く行ってみてくださいというふうに事前に言われて入ったので、冒頭陳述が始まって、書類を見て、周りを見て、ちょっと軽いというんじゃないんですけども、集中は、ちょっとそこまで見ていないんで、余り記憶にないんですけども、検察官の方は淡々と、事実、この書類になっているところを読んでいただいたので、わかりやすく、弁護人さんは、もうこの

被告の方が罪を全て認めているということで、特に争点はないということで、まず人物を、この方が悪人に見えるかどうか、人物で見て判断してくださいというような形で冒頭おっしゃったのがすごく印象に残っているんですね、弁護士さんが。なので、それがずっと私はその後の審理のときにもずっと印象に残っています。特にわかりにくいとか、そういうこともなかったです。

司会者

ありがとうございました。冒頭陳述の意味なんですけれども、あくまでも検察官や弁護人が、これから証拠によって証明しようとする事実を述べているだけ、主張にすぎないということは、裁判官から何回も恐らく説明されていると思います。証拠そのものではないんですよ。ですから、主張されたからといって、それがそのとおり事実なんだと思わないでくださいということは何度も申し上げたと思うんですけど、その辺は御理解いただけたということでよろしいですかね。7番さんから順次、いかがでしょうか。

7番

はい、大丈夫です。

司会者

6番さん、いかがですか。

6番

はい、大丈夫です。

司会者

5番さん、いかがですか。

5番

はい。私も理解しております。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

どうなのでしょう。さっきも言ったように、何かやっぱり、多分最初、本当に最初は、その場にちゃんと自分が入り込めていたかどうかという疑問がありますね。選任して、さっきおっしゃられていたように、とりあえず参加してみてください的な感じで、すっと入っていったぐらいの感じなので、それはやっぱりちょっときつかったなと思うので、ちゃんと自分が理解できていたかと言われると、私はそうではないとしか言えないかなという気がします。ただ、誤解していたかとかいうことではなくて、そもそも、そんなには入ってきていないんじゃないなという。

司会者

そもそも冒頭陳述の内容がなかなか自分の頭の中に入ってこないなという、そういう印象を持たれたということですかね。

4番

あと、それがどういう意味のものですというようなことまでの理解ができていたかという、わかりやすかったの、先ほど言ったように、事件の内容がわからなかったということはありません。ただ、その位置づけがどういうものであるかとか、そういうことまで自分が理解できていたかとかという、私は自信がないです。

司会者

率直な御意見、ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。冒頭陳述の意味について、よくおわかりになりましたか。

3番

今、すごくよくわかりました。あのときは、ちょうど選ばれて、その直後でしたよね。その日の、もうすぐでしたから、ちょっとちんぷんかんぷんなところはありまして、でも書類いただきましたから、こういうことをやった人なんだなとかというのはわかりましたけれども、今だったら、もっと裁けたような気がします。

司会者

お聞きしたかったのは、冒頭陳述で検察官が言っていることが真実かどうか、まだわからないんですね、冒頭陳述の段階では。そこを勘違いされて、検察官が冒頭

陳述で言ったとおりのことが実際あったんだと思われてしまうと困るなどということ
で、裁判官は随分御説明しているつもりなんですけれども、その辺はいかがでした
か。

3番

お隣が裁判長さんでしたから、よくいつもいつも説明いただきまして、よくわか
りました。ありがとうございます。

司会者

ありがとうございます。2番さん、いかがですか。率直な御感想で結構なんです
が。

2番

全く問題なしで、わかりました。

司会者

1番さん、いかがですか。

1番

やっぱり少し混同していて、いきなりですから、冒頭陳述というのはやっぱり理
解し切れない、4番さんのおっしゃるように。進むに当たって、最初に言われたこ
とが何となく、だんだん、だんだん理解してけるようなことで、確かに真実ではな
いというのも後からわかってくるような、やっぱり最初聞いたときはインパクトが
ありましたから信じちゃいますよね。だんだん、だんだん理解してきて、自分でも
考えが固まってくるという感じでした。

司会者

そうすると、1番さんとしては、やはり冒頭陳述の影響力は大きくて、最初は検
察官の冒頭陳述どおりの事実があるのかなと思ってしまったけれども、証拠をよく
検討していくと、部分的にちょっと違うなというところが出てきたということす
か。

1番

はい、そうですね。

司会者

ありがとうございます。選任直後に審理が始まると十分理解できない。要するに気持ちの整理がつかないまま何となく審理が始まっちゃうというような御意見を述べた方が何人かいらっしゃったんですが、済みません、挙手お願いしたいんですけども、選任された日の午後からすぐ審理が始まったという方、挙手をお願いできますか。

(挙手する)

司会者

全員。

1番

午後というんじゃなくて、午前中でしたよね。

吉野弁護士

1番の方、私がきょうもらった資料だと、11時35分から法廷始まった。

司会者

なるほど。午前中からですね。失礼しました。午前中という方もいらっしゃる。済みません。選任されたその日の午前中から、直後から冒頭陳述が行われたという方いらっしゃいますか。挙手を。

(全員挙手する)

司会者

済みません。3番さんの場合は、審理計画表を見ますと、冒頭陳述からいきなり始まっています。午前10時から。ですから、選任手続は違う日だと思いますね。

3番

そうです。

司会者

済みません。記憶違いのようですけども。

3番。

はい。

司会者

5番さんはどんな感じでしたか。午後からですか、その日の。

5番

午後からです。

司会者

やはりその日の午後からということになると、よくわからないまま審理が始まってしまうという感覚ですか。

5番

いえ。ちょうど選ばれてから、お昼の時間にお弁当をいただきながら皆さんでお話をして、そこからスタートでございましたので、いろいろその間に心の整理もできたのかなというところがございます。

司会者

少なくとも、選ばれた日の午前から審理が始まるというのは、ちょっと勘弁してくださいよというような御意見が大勢ということでよろしいですか。わかりました。参考にさせていただきます。ありがとうございました。それでは、ここで検察官と弁護人から御意見をお聞きしたいと思うんですけれども、弁護人の冒頭陳述に対する評判が芳しくなかったんですけど、申しわけございませんが、吉野弁護士から。

吉野弁護士

これは、どなたかほかの弁護士さんの話でしょうけれど、伺って、でも、とても参考になりますので、本当に忌憚のない御意見を言っていたらいい、ありがたいと思いますし、厳しい意見もどんどん言っていたらいいと思っています。ただ、これちょっと弁護士としての意見ですが、先ほどちょっと、6番の方でしたかね、おっしゃっていただいたんですけども、特に最初は検察官の主張する、したいと思っている、あくまでも、そういうことをやった人なんだということではなくて、そう

いうことをやったということを検察官が立証したいと思っている事実なんですけども、それを出されて、弁護人のほうとしては、特に事実を争っていない場合は、情状、今回来ていらっしゃっている皆さんは情状が主な争点というようなことですので、情状だけを主張するということになる、やっぱりちょっと受けの形になってしまうということもありますので、なかなか難しいところはあるんだろうなというふうに思います。誰が担当していたかは、私、わかりませんが。ちょっとお聞きしたいのは、冒頭陳述のうまさとか、しゃべり方だとか、それからわかりやすさというような技術的なことですね。そういう、うまさとか技術というものが、やはりその後の自分の判断に、ある程度影響してしまうのかどうか。現実には今回は、ある程度影響受けたのかもしれないなという、あるいは全くもう関係なかったよというのか、その辺あたり、ちょっとお聞きしたいんですが。

司会者

では、1番さんから順にお願いできますか。

吉野弁護士

あくまでも主張している事実の内容ということじゃなくて、技術的なことですね。うまさのようなこと。

1番

冒頭陳述から後の進行からずっと弁護人のほうは、ちょっと力量不足というのを感じていましたが、それによって我々の判断が狂うということはないと思います。しっかり証拠とか、そんなことを考えながらやりましたので、不利になったとは思っておりませんが。

司会者

2番さん、どうぞ。

2番

1番さんと全く同じ意見。内容だけきちんと聞いて判断しましたので、問題なしでした。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

全く同じ意見でして、毎日、毎日で決めましたので、皆さんで意見の交換して決めましたので、全然問題はなかったと思います。

司会者

4番さん、いかがでしょうか。

4番

私の場合は、弁護士の方がとても素晴らしい方で、最終弁論などは聞き入ってしまう感じだったんですけれども、だからといってということはないと思います。

司会者

5番さん、どうぞ。

5番

私の場合、第一印象が、検察側の方が事実であろうと思われるようなものをたくさん並べていただいて、それが頭に入ってきたんですね。続きまして、弁護側の方は、どちらかというところ、この人、そんなに悪い人じゃないんですよ、いい人なんですよというところを中心に話されたような印象を受けてしまいまして、それで公平に果たしてというのがぽつんと頭の中に入りました。ですので、やっぱり初日、2日目の後半ぐらいまで、少し、私の場合は引きずっておりました。以上です。

司会者

6番さん、お願いします。

6番

そうですね、冒頭陳述のことで後まで引きずるということは、自分としてはなかったと思っています。

司会者

7番さん、お願いします。

7番

終わった後、休憩のときにちょっと、例えばわかりやすく、私たちにわかるように説明をしてくださっているんですけども、裁判官の方とか裁判長の方が休憩のときに、あのとき検察官が言いたかったのはこういうことだと思いますとか、弁護士さんが言いたかったことはこういうことですというような感じでフォローがちょこちょこっと入っていましたので、わかりにくかったとか、そういうことはないと思います。

司会者

よろしいですか。では、岩崎検事、どうぞ。

岩崎検察官

私のほうから特にお尋ねということではなくて、今お聞きしたことを踏まえて、ちょっと御説明ということでございますけれども、皆様方の担当された事件というのは、大きな争いがない事件だったと思うんですね、事実関係に。中には大きな争いのある事件もありまして、そのときにやはり検察官が冒頭陳述の最初のところで、これが事実だということを余り強調し過ぎることは、これは公平でないというふうに考えておりまして、ですから、むしろ弁護人と争いのある点、つまり争点ですね。争点はこういうところにあるんだよということをできるだけ適示してやっていくように。ただ、事案によっては、そうなかなか簡単にいかないものもありますけれど、そんなことも配慮しながらやるようには努めております。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。それでは、続いて、証拠調べでわかりにくいと感じた点があったら御指摘いただきたいというところに進みたいと思います。まず、証拠書類の取り調べですね、供述調書。供述調書というのは、捜査段階で検察官なり警察官が聞き取った内容をまとめた書類ですね。その供述調書の朗読や、写真や図面などを含む証拠の内容の朗読や、書画カメラを使つての映写による展示がわかりやすかったかどうかという点ですけれども。逆にお聞きしましょうか。7番さん。

7番

特にその証拠の内容については写真も結構たくさんありましたし、図も結構示していただきましたので、わかりにくいということはなかったです。

司会者

調書の朗読はいかがでしたか。

7番

調書の朗読も、そうですね、結構細かい事実、犯罪、決めるわけですので、あれなんですけど、思ったよりも細かくありまして、ちょっと点と点をつなげることが結構難しかったかなと。

司会者

もう少し具体的に話していただくとありがたいんですけども。

7番

例えば、車で何メートル被害者を引きずったとかあったんですけども、弁護人と検察側でちょっと違ったんですね。そこが争点になるような感じがあったので、裁判のときに。そういうところが、ここまで細かくしなくちゃいけないのかなというのがちょっとずっと印象に残っていたんですけども。

司会者

それは供述調書ですか。それともそれ以外の、例えば現場の状況について説明する書類。

7番

そうです。現場の、そうですね。

司会者

検察官の主張を立証するために現場の状況などについてまとめた報告書があるんですね。それに写真とか図面が添付されていて、その写真や図面をカメラで示しながら朗読するという形で調べるんですけども、そういう書類のことですかね。

7番

そうですね。写真もまたちょっと、夜とかに撮ったような暗い感じだったので、ちょっとまたわかりにくかったというのもあるんですけども。

司会者

7番さんが担当された事件は、基本的に争いのない自白事件だったけれども、何メートル車で引きずったのかという点については争いがあったということですね。

7番

そうですね。はい。

司会者

その部分についての検察官の立証する書類が、ちょっと細かくてわかりづらかったかなど。

7番

はい。

司会者

供述調書についてはいかがですか。特に余り記憶に残っておらないですか。

7番

そうですね。はい。

司会者

ありがとうございました。6番さん、いかがでしょうか。

6番

私、7番さんと同じ事件を担当させていただいたんですけど、非常に事件が起きた場所が複数にわたって、写真や図面はよく、手元にモニターがあつて、表示もしていただいたし、わかりやすかったんですけど、やっぱり調書の朗読、要は字面になるとやはり、ちょっと数が多過ぎたので、聞いているほうも何か、ぼけてくると言ったらおかしいんですけども、ちょっと長目だなという印象はありました。

司会者

6番さん、7番さん、同じ事件なんですけれども、メインの強盗致傷のほかに自

動車窃盗事件5件あるんですよね。その関係で、関係者の調書がずっと読み上げられると、ちょっとこれはつらいなという感じですかね。

6番

そうですね。

司会者

もっと短くまとめてよと言いたくなっちゃいますか。

6番

しょうがないんでしょうけども、はい。

司会者

ありがとうございました。5番さん、いかがでしょうか。

5番

全てがすごく明確で、わかりやすかったんですね。写真も含めてですね。こんなに証拠写真も含めて、あと後のほうで投影して見せていただいたものも含めてなんですけれども、わかりやすいがために、これって、もしかしたらこういう考えでこうしたんじゃないかなと推測、憶測をちょっとし始める自分がいたりして、それをできるだけなくす、事実だけをしっかり見る、確認するというのがちょっと初日はできていなかったのかな。逆に、明確なだけに、こうなんだろうなという感情が少し生まれてしまったのが、自分の反省点も含めてというところでございます。

司会者

今おっしゃった点はこういうことでよろしいでしょうか。何か推理小説を読んでいるような感じがして、自分でいろいろ推理をしてしまうという、そういうところがございますか。

5番

そうですね。明確だっただけに、冒頭陳述で弁護人の方が少しあいまいかなという表現があって、検察側の方がすごく明確であって、そこから、何となくですけれども、自分の気持ち的には、こう悪いんだろうな、そこから推測すると、こうなん

だろうな。やっぱりそれは、終わってみて、一番いけないことだとは思うんですけども、その当日、初日はちょっとそんな感情が生まれてしまいました。

司会者

供述調書の朗読がわかりやすかったかどうかという点についてはいかがですか。余り印象に残っておられませんか。

5番

そうですね。わかりにくいということはなかったですね。調書自体もわかりやすかったがゆえに、ストレートに、こういうふうに悪いんだろうなという感情が生まれたような気がします。

司会者

供述調書がわかりやすかったというのは、どういうところがわかりやすかったんですか。

5番

そうですね。専門的な言葉を使っていらっしゃったかとは思いますが、済みません。ちょっと、もしかするとしっかり覚えていないのかもしれないです。失礼しました。

司会者

ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

特に印象に残っていることとか、何か厄介だったなとか思っていることはないんですけども、そもそもが被告人が犯罪現場にいない事件ですので、強盗が起こっている場面の説明等々、被告人との間にちょっと距離があるので、すごく細々言われても、何となく聞いているという感じになっているところはあったかなという気がしています。

司会者

4番さんが担当された事件は、いわゆる共謀共同正犯、被告人は現場に行ってい

ない。みずから犯罪を実行していない，そういう事案なんですね。

4 番

はい。

司会者

3 番さん，お願いします。

3 番

私の場合は殺人事件だったものですから，モニターに映るのが物すごく残忍なんですね。それで，もうどきどきして，何か背けたくなるような場面ばかりだったんです。それで，ちょっと背けたりもしたんですけど，すごくやった人を何か憎むような気持ちになりまして，そういうのがすごく自分でありました。

司会者

わかりやすさという点ではいかがでしたか。

3 番

わかりやすいのはわかりやすかったですけど，わかりやすいがゆえに残忍さがすごく浮き出て，もう本当に半分以上背けていました。

司会者

ありがとうございました。2 番さん，お願いいたします。

2 番

写真とか図面が多少見にくかったような気がします。写真の数が少なくて，どういう状況になっているのかがはっきりわかりませんでした。あと，図面が多少ずれていたのがすごく気になりました。

司会者

図面のずれとおっしゃると，具体的にはどのようなずれなのでしょう。

2 番

設計図と実際の建物と距離感が全くつかめないのが，というのがありました。

司会者

2番さん担当された事件は放火の事件でしたね。アパートの自分の部屋に火をつけて放火し、アパートのかなりの部分を燃やしてしまったという事件でしたね。

2番

そのアパートの部屋の大きさの感覚が全くつかめないというのがあって、写真から判断すると、ちょっとしか燃えていない、これで全焼ですかというような雰囲気の写真ばかりだったんですね。ですから、写真を見た感じと実際の建物を見た感じと、そのずれがすごくあって、どれだけ燃えていたのかがわかりにくかった。

司会者

建物が燃えた被害の状況が十分つかめない写真だったということですか。つかめないような感じだったということですね。

2番

写真の量が少ないんじゃないかなと感じました。

司会者

供述調書についてはいかがでしたか。

2番

そちらはわかりやすく、それなりにきちんと理解できたので、そちらはいいんですけど、写真が見にくくて。

司会者

どういうところがわかりやすかったですか、供述調書の朗読は。

2番

どういう事件を起こしてという、その筋書きをきちんと言ってくれたので。

司会者

2番さんが担当された事件の供述調書は、たしか被害者に当たる被告人の奥さんの子供、要するに被告人と被害者との間の子供さんの長男の方の調書しか調べてなかったと思うんですけど、供述調書は。余りはっきり記憶に残っていらっしやらないということですか。

2番

記憶が・・・。

司会者

ありがとうございます。1番さん、お願いいたします。

1番

同じ事件ですけど、供述調書は余り記憶に残っていないで申しわけないんですけども、いろいろ証拠書類とか資料については非常によく整っていて、あのことはどうでしたかと言うと、じゃ、調べますとか、きちんとレファレンスができているので、しっかりしているなと思いました。それから、2番さんが言われたとおり、図面、多分事件を判断するのに核心の部分に近かったと思うんですけども、アパートの部屋の間取りとか、その辺がいいかげんというか、よくわからないので、推測しかできなかつたんですよ。被害者のほうの騒音に頭に来て被告人が放火したという事件ですから、じゃ、どんな状況でとなりの音が聞こえたとか、その辺の様子が、間取りとか、その辺でちょっと判断できない資料でしたので、この辺はちょっと問題かなと思っています。私が推測したのは、隣の部屋に階段が隣接して壁にくっついているから階段を上るたびにうるさくて騒音に感じたのかなという推測しかできなかつたので、その辺のしっかり間取り等、証拠をきちんと積んでいただきたいというのが意見です。

司会者

1番さんと2番さんに担当していただいた事件は、隣室との騒音トラブルが原因が放火に至った事件ですね。

1番

そうですね、はい。

司会者

その騒音トラブルの内容について被告人が話していることが図面との関係でよく理解できない。要するに図面がはっきりしていないので、よくわからなかつたとい

う、そういうことですか。

1 番

はい。

司会者

ありがとうございました。供述調書については、6番さんから、数が多くてちょっとこれはつらいなという、そういう御指摘があったんですけど、それ以外は特に指摘がないということでもよろしいですかね。それでは、続いて、証人や被告人に対する質問や、その答え、証人尋問や被告人質問ですね、そこでの質問や答えなどのやりとりについて、わかりにくいと感じられた点があったら御指摘いただきたいんですけども。今度、1番さんから。

1 番

被害者のほうの証言のときに、ちょっと核心が言えてないというか、隠しているような印象を持ったのと、多分事件の核心である被害者の配偶者ですね、傍聴席にいたんですけども、何で彼女、証人でやらなかったのかなというのが、ちょっと検察側の意図があるんじゃないかなと思いました。その被害者の奥さんが嫁いできて騒音が発したという被告人の意見でしたので、本当にその人がそうしたのかなというのは知りたかったですね。そこに多分、わかんないですよ、多分寄り添っていたので、夫婦だと思っんですけども、その被害者の配偶者の証言がもらえればよかったなと思いました。本当にうるさかったのかどうかというのが知りたかったなと。

司会者

被害者側の証人の話がどうも核心を突いていないんじゃないかという、本当のところ隠しているんじゃないかという、ちょっともどかしさを感じたということと。

1 番

そうですね。

司会者

もう一人、奥さんですね。息子さんの奥さん、嫁さんですかね。嫁さんも証人と

して調べたかったなという、そういう意味でのもどかしさが残っている。

1 番

そのお母さん、息子さんは、そんなことないと言っていますからね。

司会者

証人尋問自体のわかりやすさはいかがでしょう。

1 番

わかりやすかったんですけど、ちょっと被告人が高齢だったんで、うまく回答できないというか、そうですねと言ったら、はいとしかつぶやくしかないような、そんなような証言だったので、かわいそうというか、不利だったのかなと思います。

司会者

被告人質問ですね。被告人質問については、被告人の話す能力がちょっと乏しくて、うまく話せてなかったと。わかりにくいという感じですか。

1 番

わかりにくいというのはないんですけど、もしかしたら、もうちょっと言いたいことがあったのかなと、かわいそうだなと思いました。

司会者

証人尋問はいかがでしたか。そのもどかしさが残ったという点は、内容的にわかるんですけども、わかりやすさ自体についてはいかがですか。

1 番

それは問題なかったと思います。わかりやすかった。

司会者

被害者側の息子さんの人となりも、よくわかったという面があるんですかね。その証人尋問を聞くことによって、人となりが伝わってくるというようなところはいかがですか。

1 番

それはかなり伝わりましたね。こう言っちゃあれですけど、彼自身も反発してや

り返したようなところがあるので、性格的にも被害者のほうも少し問題があるのかなというのは、ちょっと感情的に感じてしまいました。

司会者

2番さん、お願いいたします。

2番

基本的に全部1番さんと一緒なんで、余り内容的に変える感じはないんですけど、自分で考えたことをもっと質問したいなどというのはありましたけども、ただ周りに流されてしまうというのがあったんで、できる限り、どういうことを考えているんですかという質問を簡単に問いかけるような感じだったらもっとよかったかなと思いました。

司会者

直接証人なり被告人に確認したいことがなかなかできなかった。

2番

そうですね。

司会者

周りに流れされたと今おっしゃっていましたがそれはどういうことですか。

2番

周りが質問しにくいというふうな空気があったんで、だからどうしても自分一人で聞いてもいいものなのかという感じの雰囲気になってしまうんですね。その場になってしまうと。上から見てしまう。やっぱり被告人だったり、証人だったり、きちんと自分はこういうの、どういうふうな意見がこういうふうにありますよというのをもう一つの質問が聞きたかったんだけど、聞けなかった。ちょっと残念でした。

司会者

それはどうも申しわけございませんでした。3番さん、いかがでしょうか。

3番

証人や被告人に対する質問なんですけど、すごくそれはよくわかりました。被告人の生い立ちとか環境によってこういうこともあるのかなという感じで、すごくそれはよくわかりました。それで、2番さんと違って、聞いてくださいと言われても、私だったら聞けなかったと思います。そういう印象です。

司会者

3番さんが担当された事件では、被害者、殺された女性のお父さんを証人として調べていると思うんですけども、そのお父さんの証人尋問についてはいかがでしたか。

3番

お父さん、泣いてばかりいたんですよね。お母さんは全然泣きませんでしたけど。ほとんどハンカチで目をふいているお父さんだったんですけど、もうちょっとお父さんの立場になって聞いてあげてもよかったかなという印象です。何かお父さんがもっと訴えたいことがあったんじゃないかなという印象です。

司会者

お父さんの話を聞くことによって、被告人と亡くなった被害者の女性との生前の関係がどうだったか、そのことについてよくわかったというようなところはございましたか。

3番

それはお父さんがよく説明していましたから、私が何でもっと反対しなかったのかとか、そういうことを反省していましたし、それはよくわかりましたけれども、私は率直な意見として、そこに被告人がいるわけじゃないですか。何メートルかのところにお父さんがいるわけじゃないですか、被害者の父母が。それで、私だったら、もちろん警察の方がいましたから、とめたでしょうけれども、私だったらちょっと飛びかかりたいような感情になったんです。何でこんなに、娘が残忍に殺されたのに冷静でいられるんだろうと、すごくそれがあったんですよね。お父さんは泣いていましたけど、お母さんは全然泣きも、涙一滴もなかったですから、もう時また

ったから冷静になったのかなということも思いますけれども。

司会者

ありがとうございます。4番さんは。

4番

質問というのはすごく難しいんだなというふうに思いました。事実関係の争点と
いうか、そういうものが余りなかったせいもあるのかもしれないんですが、検察側
が質問するときに、何を立証したくて質問しているのかがちょっとよくわからなく
て、ちょっといらいら聞いている部分がありましたし、被告人がすごく揺るぎのな
い強い姿勢があったので、ちょっと検察のほうがたじたじとしていて、検察頑張れ
みたいな感じを持ってしまうぐらいばしばし返されていたのが印象に残っています。
いずれにしても、質問って、一問一答方式という感じで、何かぼつぼつと聞いてい
きながら、それを組み立てていくというやり方なんですよね、多分。なので、質問
の組み立てもきっと難しいだろうと思うんですが、聞いている自分たちも、その一
問一答を聞きながら組み立てていくというのがすごく難しいような印象がありまし
た。私は質問を、裁判長に励まされて被告人にはしました。それは、被告人が余り
にも揺るぎない姿勢なので、いろいろやってみたほうがいいんじゃないかと、きっ
と裁判長も思われたようで、裁判員の方もどうぞやってみてくださいみたいな感じ
もあって、させていただきました。自分も試してみて、やっぱり難しいと思いました。

司会者

検察官の質問の仕方が上手でなかった、何を聞きたいのか意図がわからなかった
ということなんですけど、もう少し具体的にお話しいただけますか。

4番

多分その被告人がどれぐらいの役割を果たしていたかというようなことを立証す
るためだと後では思ったんですけれども、通話の、何回、どれぐらい通話してい
るかというようなことの確認とか、そのときにどういう話をしたかというようなこと
を被告人とか共犯者とかに繰り返し多分聞いていた部分が特にまどろっこしかった

んだらうと思いますけれども。

司会者

それは検察官の意図した方向に証言させよう、あるいは話させようとしているんだけど、なかなか話してくれなくて検察官がまごついているという、そういう感じなんですか。

4番

そうですね。それも一つはあったと思います。あと、それ以外にも、検察官が何か繰り返し同じようなことを質問していた場面が結構ありました。

司会者

今お話に出ていましたけれども、4番さんが担当された事件では共犯者を調べているわけですね。恐らくこの事件では、被告人と共犯者との関係、どちらがより主導的な役割を果たしたのかというようところが量刑上のポイントになったと思うんですけども、その量刑上のポイントについて、共犯者の話を聞くことによって、よくわかったというようところはございましたか。

4番

これが何かまた難しく、共犯者の方もやっぱり自分を自己正当化しようとしているのが伝わってくるというか、宣誓もされているから、うそはついていないんだらうと思いつつも、虚々実々が言葉の中に含まれているように思われたので、また聞けば聞くほどよくわからなくなるような部分もありました。

司会者

共犯者をじかに見れた点についてはどうですか。その共犯者がどういう人物なのかということや、じかに目の当たりにすることができたという点は、量刑を決めるに当たって役立ったかどうかというようところはどのようにでしょうか。

4番

そうですね。やっぱり実際に人を見るということは、とてもリアルな感じで見れると思うんですけども、それが自分の主観とか印象とかになってしまっはし

ないかなというようなこともないとは言えないと思うので、どうなんですかね。ただ、実際に話を聞けるとか、やっぱりそれは大きいことだろうというふうに思います。

司会者

ありがとうございます。5番さん、お願いします。

5番

私の場合は、争点、論点ではない、離婚調停の問題ですね。こちらが弁護側から主に聞かれていたような印象がありまして、検察側は一方、事実を明確にずばりと聞いてくるというようなところがありましたので、非常に被告人の方のパーソナリティーの部分は、この時間でわかってはきたんですけども、果たして推測、憶測をなくして事実を、本当にこれはあったのか、なかったのか、どこまでの罪になるのかというところを判断するのに非常に苦労しました。どちらかというところ、やはり弁護側の方が、最初も申し上げましたけれども、ちょっと経験不足、力量不足というところがあったのかもしれませんけれども、論点がどうしてもパーソナリティーの部分で、そんなに悪い人じゃないんですよというようなところを印象づけたいのかなというのが見えておりまして、事実のところをしっかりと、これは正しいのかな、正しくないのかなという、やったのか、やっていないのかなというところが明確になってこなかったのが最初のほうではあったんですけども、一方で、休憩の時間に裁判官の方々からも質問はないですかということで、割とチームワークがよかったのかなと思うんですけども、いろいろ意見が出まして、質問をしっかりとすることができました。質問をしていただいた形ですね。チームとしてこういう質問を出しましょうということでまとめて、裁判官、裁判長の方から質問していただいたというところなんですけれども、それによって、最終的に意見、考え方をチームとしてまとめていったのかなと思っております。以上です。

司会者

5番さんに担当していただいた事件は、別居している妻に対する鬱憤晴らしの目

的で、妻の住んでいるアパートに火をつけようとした事件ですので、動機との関係では、その奥さんとの別れ話がどういうものなのか、奥さんがどういう人なのかということも、量刑を考える上でポイントになってくるのかなという気がするんですけども、そういう意味で奥さんの証人尋問はいかがでしたか。

5番

奥様はちょっと、どうでしょう。事実をお話しされているのかどうなのかなという印象ではありましたね。何となく、自分の考えを話してはいるんですけども、それが果たして正しい、今、正しいことを言っているのかどうなのかなというのは、その選ばれた裁判員の中でも論点になっておまして、それはその方の性格であって、事実を言っているんじゃない、何か思い込み、思いつき。思い込みなんですかね、を話しているんじゃないのかなというようなところも幾分感じられました。

司会者

そういう奥さんの人となりがあったということが、量刑を考える上で役立った点がございますか。いかがでしょうか。

5番

そうですね。やはり初めのうち、事実としての検察側の証拠関係を見ていくと、どうしてもそちらに流されていたのも事実なんですけれども、そのあたりでパーソナリティーで奥様も被告人の方も含めてわかってきたことが、よかったのかなと思っております。

司会者

ありがとうございました。6番さん、お願いいたします。

6番

私の担当した件では、実際の被害者の方が証人として質問を受けられました。そういう生の声を聞けたということで、先ほど来言われている量刑を考えるポイントになったかどうかという点においては、そういうポイントになったと思います。被告人に対しては、特に弁護人さんからの質問においては、もちろん認めている話な

んで、争点は認めていますよと。この人はこういう人なんですよという、もう人となりに関してのものがほぼ多かったのかなという印象になっていまして、どちらかというと被告人の質問に対して、そうですとか、はいですとかという、ちょっと端的なことしか言えないような質問だったのかななんて個人的には思っていて、それでももちろん被告人がこういう人なんだなという人となりは非常にその質問においてわかりまして、やはり質問というのは非常に大事なんだなって実感しました。

司会者

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

7番

被害者の方の証人尋問のときに、結構誠実に一生懸命答えようとしておられたんですけれども、ちょっと時間的に5か月ぐらい、裁判、事件からたっているというのもあるし、車で引きずられたということで、弁護士さんとかが、引きずったときにどのような形であなたはしがみついていたかとか、どこからどこまで見ましたかとか、道の縁石の切れ目がありましたかとか、実際そんなことって覚えているかというようなことを結構細かく、それが量刑に影響すると思って多分質問されていたと思うんですけれども、聞きながら、証人の被害者の方もすごく一生懸命、一生懸命思い出そうとして考えているんだなというのはわかるんですけれども、ちょっと気の毒だな、やっぱりちょっと覚えていないんじゃないかなというような印象はありました。あと、被告人に対しては、もう本当に事実、公訴事実を争っていないので、誠実に質問に答えていましたし、私たちが裁判員として何か聞きたいことはありますかということで裁判長のほうからありましたので、割と半分ぐらいの人はそれぞれ質問をしたと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、法律家からもお聞きしたいと思うんですけど、証拠調べについて、皆さんのお話を聞きました。吉野弁護士、いかがでしょうか。御意見ございましたら。感想でも結構ですけども。

吉野弁護士

皆さん、よく尋問をお聞きになっておられるなという感想を持ちました。今のお話だと、ちょっと弁護人からの尋問が、今、最後7番の方、弁護人からの質問、尋問の内容について触れておられたんですが、弁護人の尋問でこういうふうにもっとしたらいいんじゃないかとか、あるいはこういうところはちょっと問題があるんじゃないかというようなところ、もしあれば、どなたでも結構ですけども、一つお聞きしたいなど思いました。それから、あと補充の質問についてなんですけど、やはりなかなかちょっと質問をできる雰囲気ではなかった。その空気が、質問、ちょっとしづらい感じだったとおっしゃっていた方、2番の方でしたかね。やっぱりそういうことはあるんだと思うんですね。ですので、もし、裁判長のほうからどの程度、補充の質問をしてくださいという説明があるのかどうか、ちょっとわからないところはあるんですが、裁判員の方が質問、もうちょっと聞きたかったんだけど、聞けなかったというのを引きずって帰られるという状況はできるだけなくすように、裁判所のほうも十分質問できるように、時間の制約とかいろいろあって大変なんだと思うんですけど、質問しやすい雰囲気をつくれるのがいいんじゃないかなという、そんな感じは持ちました。

司会者

2番さんから補充質問をしたかったんだけど、どうもしにくい雰囲気があって、十分できずに不全感が残ってしまったというお話があったんですが、ほかにもそういう印象を持ったという方、いらっしゃいますか。いらっしゃいませんか。よろしいですか。もう一つ、吉野弁護士から、弁護人の質問技術でちょっとこういうところどうだろうかという、そういう問題点を感じられた方がいらっしゃったら教えていただきたいということなんですけど、どなたかいらっしゃいますか。済みません。時間の関係がありますので、順次お聞きせずに挙手でお願いしたいんですが、いらっしゃいませんか。よろしゅうございますか。では、岩崎検事、どうぞ。

岩崎検察官

まず、4番さんの御意見の中で、検察官が非常に意図のわからない質問を繰り返していたというところに対して、大変申しわけないと思っております。今後、またさらに指導してまいりたいと思います。なかなか尋問するというのも難しいところがございまして、意図がわかってしまって質問すると、逆に本当のことを答えてくれないこともありますので、そこは意図は、最初から意図がわかるような質問はしないなりに、ただ、聞いた後に意図が伝わらないようだったら、それは質問として意味がありませんので、その辺のところは十分に考えて、これからやってまいりたいと思っております。それから、7番さんのお話の中で、被害者の方が誠実に答えようとしていたけれども、なかなか記憶がはっきり、もう忘れて記憶がとどまっていな部分がかきつとあつたろうと思ひますけども、なかなかうまくお話をできなかつたということもあつたかと思ひます。裁判長からもお話がありましたけども、人となりというのが非常にわかるところが証人尋問のいいところだと思ひておひまして、やはり必要に応じてこれはきちんと証人尋問をして、その人なりを見せるということも大事だと思ひておひますけれども、一方において、検察官としては、実際に証人に出ていただく方々に対して、証人に出ていただくようお願いしたりするわけですけども、記憶が減退しているとか、あるいは、もうこれまでいろいろとつらい思いをしてきた被害者が、さらにまた法廷に呼ばれてつらい思いを思い出したくないとか、協力を得られない場合もありまして、1番さんのお話の被害者の息子さんの奥さんがそういう理由で出てこなかつたかどうか、ちょっと私も記憶しておひませんけれども、中には、つらい思い出を思い出したくないということを出てこられない方もおられるということもありまして、その辺のところの事情も御理解いただけると大変ありがたいと思つた次第でござひます。以上でござひます。

司会者

ありがとうございました。次に進みたいと思ひます。評議の問題点です。ここも本当はいろいろと御意見をお聞きしたいんですが、時間がないので、話しやすい雰囲気であつたかどうかということと、裁判官から誘導されているという感じを持

ったことがあったかどうか、2点に絞ってお聞きしたいと思います。今度は途中からお聞きしましょうか。4番さんからお聞きしてよろしいでしょうか。話しやすい雰囲気であったかどうかということと、裁判官から誘導されたというような感じを持ったかどうか。

4番

裁判長のお人柄もあるんだと思いましたが、非常にフランクな雰囲気があったので、話しやすい雰囲気でしたし、偏りなく全員の意見を引き出し、聞いて受けとめる雰囲気があったので、とても話しやすい。皆さんもちゃんとそれぞれお話しになるので、非常に驚きました。話しやすい雰囲気でした。誘導に関しては、問題と感じたことはないんですけども、そもそも何か大人と子供、私たちが子供で、裁判官、裁判長は大人かなという感じの、やっぱり知っていることが違うわけで、誘導と感じたことはないけれども、何となくのひらの上でという感じの印象はやっぱり否めないかなというふうには思っています。

司会者

非常に好意的な評価、ありがとうございます。ただ、我々としては、あくまでも対等の立場のチームの一員であるという気持ちで皆様方と接しているつもりなんですけど、決して先生と生徒という関係にはならないように考えているつもりなんですけれども。

4番

それは十分に、すごく、だから尊重、裁判員の意見を本当に一言漏らさず尊重して引き上げてくれているというのは物すごい配慮と御努力というか、お気持ちを感じました。

司会者

ありがとうございます。5番さん、お願いいたします。

5番

私たちのチームは、初日から、まずお昼を一緒に食べましょうというところで、

そこでもう若干、本来はしないのかもしれませんが、自己紹介ですとか、させていただいた関係で、もう初めからフランクにすごく話しやすい雰囲気最後まで行けたかと思います。

司会者

ありがとうございます。6番さん、お願いいたします。

6番

まず、話しやすい雰囲気なのは非常にそうだったと思います。裁判長あるいは裁判官の方が非常に丁寧に接していただいて、わからない専門用語とか、もし出たら、こういうことなんですよとかって説明していただいて、非常にわかりやすくさせていただき、いい雰囲気でやらせていただいたんじゃないかなと思っています。誘導しているかどうかということなんですけれども、私も先ほどの4番の方の意見と同じなんですけど、やはりそうはいつでも専門の方なので、その専門の方が言う一言って、結構結果的に重く、我々素人のところには入ってきちゃうような雰囲気にどうしてもなりますね。自分がこう思っていて、こういう側面もあるんですよなんていうふうに言われますと、ああ、なるほど、そういうことなんだななんていうふうに思ってしまうことが若干ありました。それが誘導ということではないんですけども、やはり裁判官、専門でやっている方の一言というのは、やっぱり説得力という部分ではあったかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

7番

話しやすい雰囲気というのは、もちろん最初は、お互いみんな知らない人ですので緊張感はあったと思うんですけれども、時間とともに話を進めていく上では、だんだん話しやすくなってきたと思います。やはりさっき6番さんもおっしゃっていますけれども、とにかく素人ですので、やはりこういったことはこうですよ、こういう側面があるんですよということを言われれば、やはり、ああ、そういったも

のなんだということで、結果的に落ちつくところには落ちついていくのかなという印象はありました。残りました。

司会者

ありがとうございました。1番さん、お願いいたします。

1番

評議の雰囲気なんですけど、我々は結構好き勝手に話したんですけど、余り発言ができない人もいたというか、人選の問題と言ったらそれまでですけども、1人の方なんか、かなりプレッシャーで、夜も寝られなかった、気持ち悪かったと言っているぐらいですので、やっぱり人によっては言いづらい雰囲気だったのかなという印象でした。誘導のところなんですけども、ちょっと誘導とは言えないんですけど、やはり刑の公平性としては判例は必要だと思うんですけども、事件一つずついろいろ事情が違いますし、バックグラウンドが違うんで、多少判断が違っていいんじゃないかなと思ったんですけど、やっぱりちょっと判例重視なのかなという印象は受けました。

司会者

それは具体的にどういうふうな感じでしょうか。

1番

事件には、人のバックグラウンドがあると思うんです。その被告人、被害者。その辺のいろいろなことがあるんで、事件のプロフィールだけじゃなくて、バックグラウンドも含めたもっとトータルで判断して判決を出したほうがいいのかという印象を持ちました。

司会者

バックグラウンドとおっしゃると、どの辺をお考えになっただけでいいのでしょうか。

1番

その法廷の表に出ないことです。証拠主義ですから、表に出ないことは判決で出

しちゃだめだと思うんですけども。

司会者

わかりました。ありがとうございます。2番さん、お願いします。

2番

量刑についてちょっと考えていたんですけど、全体的に過去の例を重視しているような感じがすごく見られて、過去、前にあった事件はこうだったから、このぐらいの量刑になりますよという意見がすごく強かったような気がします。やはり人を裁く上で自分たちは素人なので、素人さんだからこそ意見が聞きたいというのがこの裁判員だと思うんですけど、その部分がどうしてもちょっと抜けていたような気がすると思います。

司会者

過去の裁判例を参考にするとといっても、大枠しか出てきませんよね。

2番

大枠しか出てこないんですけど。

司会者

その大枠の中でどこに位置づけるかというところで裁判員の皆さんの感覚を生かす。あるいは、その大枠自体も変えようというなら、そこはもう裁判員の皆さんのお考えですというような話だったんじゃないかと思うんですけど。

2番

裁判員の方の意見は何か出ていなかったような気がしました。

司会者

そうですか。それは説明の趣旨が伝わらなかったようですね。3番さん、お願いいたします。

3番

私の場合は、最初ちよつとなれなかったんですけども、裁判官の方と裁判長で、皆さんでお昼御飯を1日目にいただきまして、それからだんだん打ち解けて、その

判決のとき、もちろんデータも見ましたが、私は2番さんのような解釈はしなかったです。データがないと、何をどうしていいかわからないわけですね。ですから、裁判官の方の意見でいろんなデータを見せていただいて、それでその中で決めても、それは仕方のないことだと思うんですね。殺人でこういう場合はこうだというのをいろいろ見せていただきました。そのデータにすごく幅があったんですね、だから、やっぱりデータを見るのは仕方のないことなのかなと思いましたし、それは誘導だとは感じませんでした。

司会者

ありがとうございます。松岡裁判官から簡単に感想を。

松岡裁判官

若干裁判官の説明が裁判員の方に届いていなかった面もあるのかもしれませんが、今後はそこを丁寧にしていきたいところもあります。あと、ちょっと論点が飛んでしまいますけど、先ほどのお話で被告人質問とかの話があったんですけど、証人の話ですけれども、やはり必要な証人を呼べない事情というのは、岩崎検事から説明がありましたけども、恐らく争点整理とか証拠整理を裁判所の責任でやるわけなんですけれども、その段階で適切な証人を選ばないといけないかなということも思いました。それから、あと、うまく質問がその場でできなかったというような御発言された方もいらっしゃいましたけども、恐らく我々補充質問する前に一回休憩をとって、比較的長い休憩をとって、その場で、質問したい事項ありますかというふうに伺っておる状態だと思いますので、それを徹底したいなと思います。裁判員の方の御意見を反映するような形で尋問を進めていければなと思っております。

司会者

本来ならば当事者の方から御意見、御感想を聞くべきだと思うんですけど、時間の関係で、申しわけございません。それでは、最後、守秘義務のことについてお伺いしたいと思います。守秘義務を裁判員経験者の方は負うことになるんですけども、裁判員裁判に参加してみて、守秘義務についてどのように思っておられるでし

ようか。その点について一言ずつお願いしたいんですが、1番さんからお願いできますか。

1番

候補に選ばれたときからいろいろ資料を送っていただいて、事前に予習をしていたんで、しっかり理解はできました。

司会者

評議の内容について話してはいけないという守秘義務を負うことになるんですけど、その点について、それはちょっと重過ぎるというような、そういうような感想はございますか。

1番

それはなかったです、私は。大丈夫です。

司会者

2番さん、いかがでしょうか。

2番

特に問題ないですね。自分の中でずっと抑えているだけなんで、その点は全く気になりません。

司会者

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

3番

家族には話しましたけれども、ほかに特別話したいとも思いませんし、聞かれることもありませんので、そういうことはありません。

司会者

評議の内容についての守秘義務を負うことについて、特に負担には感じないという、そういう理解でよろしゅうございますか。

3番

はい。

司会者

ありがとうございます。4番さん、いかがでしょうか。

4番

特に負担を感じていなくて、終わってからは、私は参加したことは割と友人らには話しています。もしやるという人がいたら何か参考の話ができるかと思って話しているんですけども、周囲のほうは守秘義務とかを気にしているのか、関心がないのか、余り聞いてこないですね。どうだったのとか、聞いてくる人はいないです。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番さん、いかがでしょうか。

5番

私も、全くその重み、守秘義務を守らなければいけないなというところが重たくなっていることはないんですけども、逆に、今4番さんがおっしゃられたのと逆なんですけど、裁判員やりましたよと言うと、どんな裁判だったの、判決どうなったのというのをすごく聞かれるんですね。でも、全くしゃべらなく、そのままスルー。これは経験してみたときにわかりますけれども、それは仕事柄もあるんですけども、守秘義務契約、私も仕事柄いろいろ結んだりしますけれども、これは大切なことなので、逆に、あなたがそうなったときには守ってくださいよみたいな、そんな言い方をさせていただいています。

司会者

ありがとうございます。6番さん、お願いいたします。

6番

私も自分に負担になるような守秘義務というのではないと思います。そこまでは大丈夫かと思っています。裁判員裁判に参加したことに関しては、もちろん会社の、あるというか、上司とか一部はもちろん知っているんですけども、逆に何か聞いてこないですね。そんな状況です。

司会者

ありがとうございます。7番さん、お願いいたします。

7番

私も特に守秘義務ということに関しては問題はないです。

司会者

ありがとうございます。私の不手際で時間が押してしまい、しかも全部の話題事項についてお話を聞けなくて大変申しわけなかったんですが、会場に記者の方が来られていますので、記者の皆さんから御質問ありましたら、どうぞ。

朝日新聞

朝日新聞です。一応皆さん自己紹介されていたので言いますと、この4月に埼玉に来まして事件の担当しています。それまでは東京の司法クラブというところで裁判員裁判を1号からずっと取材していました。それで、具体的にお聞きしますが、7番の方にお聞きします。最初に、裁判員裁判を経験した人でないとわからない、何か共有したのがあるというふうにおっしゃっていましたが、具体的に裁判員を経験された方のネットワークみたいな、そういう集まりみたいなのは必要だと思いますか。

7番

集まりまでは必要・・・でも、もしかしたら、この意見交換会を連絡いただいたときに、そういったものを求めたのかもしれませんが、私のほうが。今後つき合いたいとか、そういうのではなくて、一度、ほかにも参加して経験をした人の話を聞いてみたいというふうに思ったから、これに参加したのかもしれませんが。

朝日新聞

次に、6番の方、裁判員を経験されて、その後、テレビとか新聞で事件報道をよく目にされるようになったとおっしゃっていましたが、それを前提にお聞きしますが、今の裁判員裁判というのは対象事件が犯罪面で限られています、事件報道をごらんになればわかるとおり、例えば汚職事件とか、民事裁判とか、世に事件とい

うのはいろいろあるんですが、今限定している犯罪以外にもっと広げたほうがいいのか。あるいは、逆にもっと狭めたほうがいいのか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

6番

裁判員裁判の対象になっている罪というのは、やっぱり素人に対してわかりやすいものになっていると思うんですよ。例えば政治家の汚職事件の裁判に裁判員の普通の会社員あるいは主婦が行って、平等な、立場は平等なんでしょうけども、同じ意見が言えるのかなというところ、ちょっと自分としては、はてななんで、現状、難しいんでしょうけれども、今決められている範囲内なのが妥当なのではないかなと思います。

朝日新聞

次、2番さんにお聞きします。最後に、判決について、若干量刑の面で過去の裁判例との比較に引っ張られるような感じのところがあったとおっしゃっていました。それを前提にお聞きしますが、例えばアメリカの陪審員制度だと、量刑まで踏み込まずに、無罪か有罪かというだけですが、ちょうど裁判員裁判4年目を迎えて制度改革の議論がなされている中で、その点、量刑まで踏み込むほうがいいのかどうか、そこの辺はどのようにお考えでしょうか。

2番

そうですね。できれば踏み込まないほうがいいんじゃないかと思います。

朝日新聞

つまり、例えばアメリカみたいに・・・。

2番

有罪か、無罪かという部分だけでやっていったほうがわかりやすいんじゃないかなと思います。

朝日新聞

あと、これは特に何番さんというわけではないんですが、弁護側の公判テクニッ

クが検察と比較して見劣りすると。これは先ほども申し上げているように、私ずっと見てきたんですが、毎回、裁判員の方が口をそろえておっしゃられることなんです。3年たってもこういうことが変わらないのかというのがちょっと驚きではあるんですが、それをなくすためというか、改善するためにどうしたらいいんだろうか。例えば、報道で小沢元民主党の陸山会事件というのは、検察審査会という民意で強制起訴されて、いわば国が弁護士さんを検事役にして逆に有罪立証させるというやり方をとっていたんですけど、普通の裁判員裁判だと、裁判官も検事も、みんな国の税金もらって捜査を専門にやっていると。一方、弁護士の方というのは、基本的に皆さん民間で、裁判員裁判以外の事件のこともどんどんやらなきゃいけないという中で、立場上ちょっと、個人的には僕は大分差があるなと思っているんですが、例えば今言った、国が弁護士さんを指定して、いわば国から手当を出す形で弁護すればいいのかとか、その辺、弁護士の立証テクニック、皆さん見劣りするとおっしゃっていたんで、具体的にどうしたらいいとか、何か具体的にアイデアとか、もしある方がいらっしゃったら。

3番

経験しかないんじゃないでしょうかね。

朝日新聞

先ほど言ったように、3年前と余り事情が変わらないところがあったんで……。私からは以上です。

埼玉新聞

本日はありがとうございました。埼玉新聞です。地元の埼玉県の方が裁判員になられて、生の声をお聞かせいただきまして、毎回参加させていただいております。朝日新聞さんのほうから弁護士の方の技術がというところでお話しあったんで、そこから質問させていただきたいんですが、私は違う印象を持ってしまして、そもそも警察から検察までの証拠を持たれている検察側の方が話す内容と、それに対して、6番の方の受け側にならざるを得ないということをおっしゃったんですけども、な

かなか冒頭陳述もストーリーに沿って話しづらいような側面があつて、その点は裁判官の方が事前にちゃんと説明していますという話があつたんですけれども、例えば5番の方、弁護側の方の説明が余りうまくなかったので、2日ぐらい引っ張ってしまったというような話だったんですけど、裁判官の方が事前に説明したんですけども、どうしても検察側対弁護側みたいな構図で、どっちがうまいか、どっちが下手かみたいな感じになってしまうというところがあるのではないかという、その辺につきもう一度ちょっと感想を教えてください。

5番

どちらかといいますと、今回、私のときは弁護側の方が、まずロジカルにお話ができない感じだったんですね。ですので、質問をされていても、途中でちょっと撤回して、また言い直して、撤回して言い直してみたいなこともございましたので、私自身も事実に基づいて判決を出していきますよというよりは、初めのうちはどうしてもまだまだ自分の感情が入ってしまっていたというところがありまして、そういう意味で、この人、頼りないなみたいなところを含めて、ちょっと2日、1日半ぐらいですかね、感情的に引きずられ、引っ張られてしまったのかなという印象でございます。最終的に導いてくださったのは、裁判長、裁判官の方々が、大切なのはその事実の部分ですよというところをしっかりと教えてくださったのと、あとはチームでお話を休憩の時間にいろいろしている中で、大切なことはここなんだなというところがわかりましたので。ただ、やはり仕事柄、弁護士さんでございますので、ロジカルにお話がしっかりできないというのはいかがなものかなと思います。以上です。

埼玉新聞

ありがとうございます。意地悪な質問になってしまうかもしれませんが、もしロジカルな弁護士さんであつたら、判決に影響は与えていましたでしょうか。

5番

最終的な判決には、恐らく影響なかったのかなと思います。そこは、この裁判員

制度に参加させていただいたことを通じて自分が成長できたところなのかなと思っております。

埼玉新聞

ありがとうございます。次に、6番と7番の方なんですけれども、窃盗5件、それから強盗致傷と、多かったと思うんですけど、何日ぐらいで行われたのですか。

7番

公判は3日です。短かったです。

埼玉新聞

最近の裁判員裁判を見ていて、これだけの犯罪事実を短時間で裁判員の方がわかるのかなというふうに感じることもあるんですけども、今回、争いが大きなものがなかったというお話しされていましたが、事実認定をする際に、たくさんある犯罪事実を全て、完璧にとは言わずとも、ある程度理解できたものなんでしょうか。

6番

争点はなかったんですけど、犯罪事実自体が六、七件ほどあったんですよ。時系列的に並べておいていただいて、わかりやすくしていただいたのだろうとは思いますが、正直、初めて聞く人間にとって、私だけかもわからないですけども、どこどこ市何々の何番地の何号地で何月何日、またどこどこ市何々の何番何号地でというふうな形で、ちょっと正直長いという印象は受けましたね。

7番

この被告人が前科があったということもあって、一つ一つを見ると、窃盗を繰り返したあげくに最後に強盗致傷になってしまったというような事件であったんですけども、こういった事件があったから最後にこれがあったというような感じだったので、わかりにくくはなかったと思います。

埼玉新聞

ありがとうございました。最後になるんですけども、1番、2番の方のお話の

中で、証拠調べのときに間取りですか、設計図等の資料が思ったようにそろってなくて、核心の部分というところがなかなか推理するような形になってしまったというお話だったかと思うんですが、問題には感じられていますでしょうか。

1 番

図面、写真の不備というのはあったんですけども、最終的判断にはもちろん影響はないです。

2 番

そうですね。ちょっと見にくかったということぐらいなので、内容にはそんなに影響なかったです。

埼玉新聞

大筋には直接影響のあるようなところじゃ……。

2 番

影響は出なかったです。

埼玉新聞

ありがとうございました。済みません。以上です。

司会者

よろしゅうございますか。時間が押してしまって、時間がなくて申しわけなかったんですけども、記者からの質問は以上で終わりということでよろしいでしょうか。それでは、長時間、どうもありがとうございました。きょうのお話を参考にして、今後の運営の改善に役立てていきたいと思っております。ありがとうございました。